

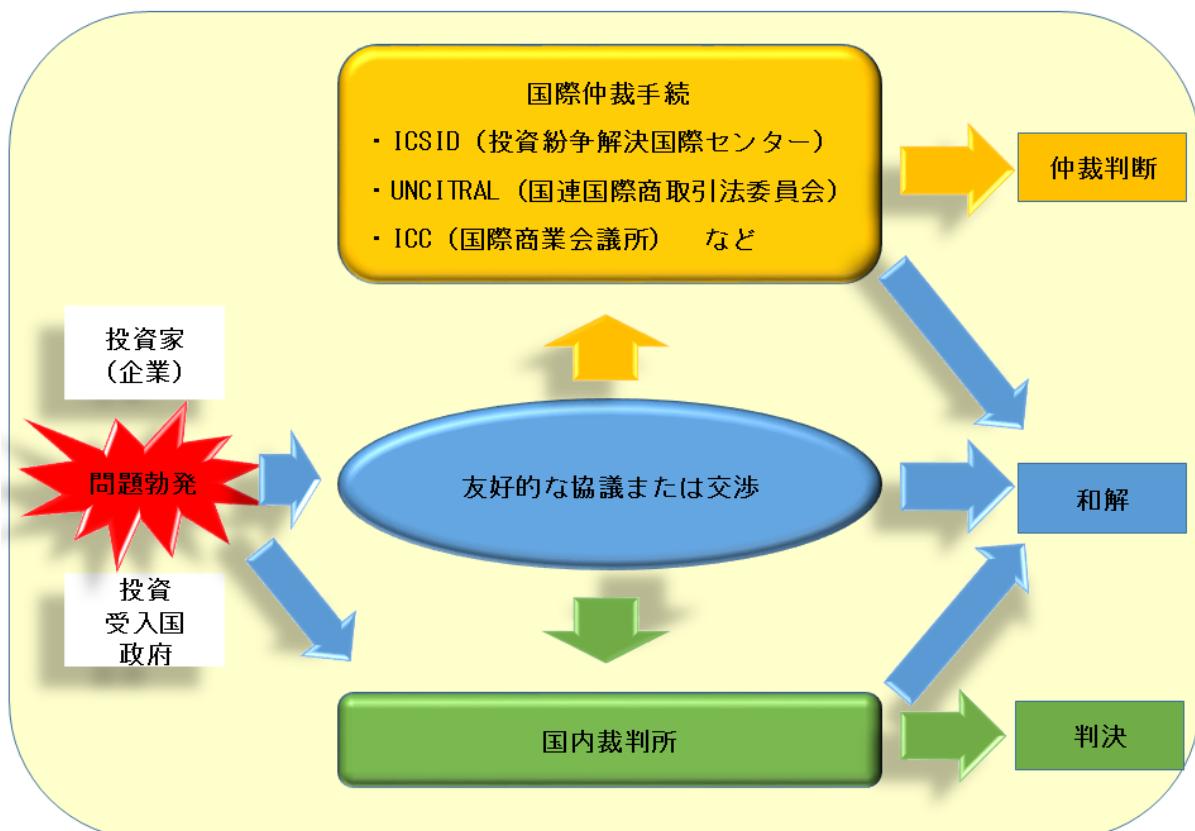
○ 申立て期間を一定の期間に制限する。

また、TPP協定投資章において、投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

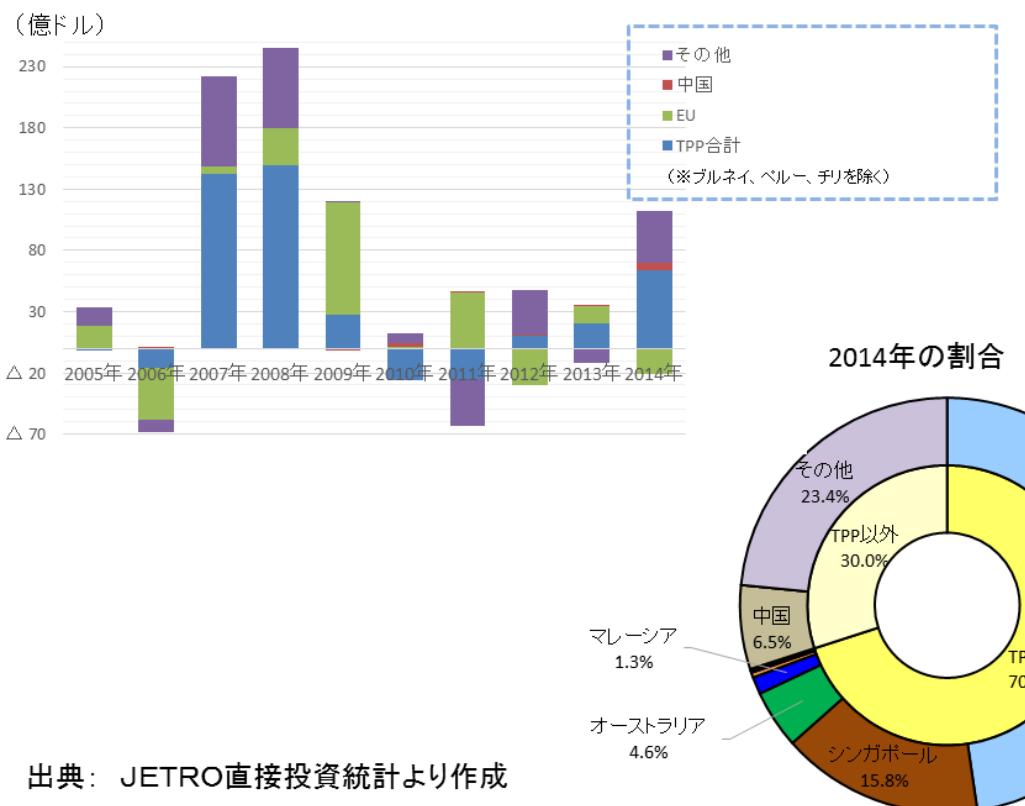
なお、日本がこれまで締結してきた投資関連協定（投資協定及びEPA投資章）にも、TPP協定の投資章に類似する規定は見られるが、本章は下記の点で意義を有する。

- (1) 米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、これまで投資関連協定が締結されていないため、これらの国における我が国投資家の保護のための国際法上の枠組みは、TPP協定の投資章によって初めて提供される。
- (2) 既存の投資関連協定の中には、特定の事項について投資家保護が定められていないものもある（例：日・豪EPAにはISDSが含まれていない。）が、TPP協定の投資章はその規律範囲が包括的であるため、こうした既存の協定を補完する機能を果たす。
- (3) 新たな特定措置の履行要求を禁止する等、これまでの投資関連協定に含まれていなかった規定が含まれている。

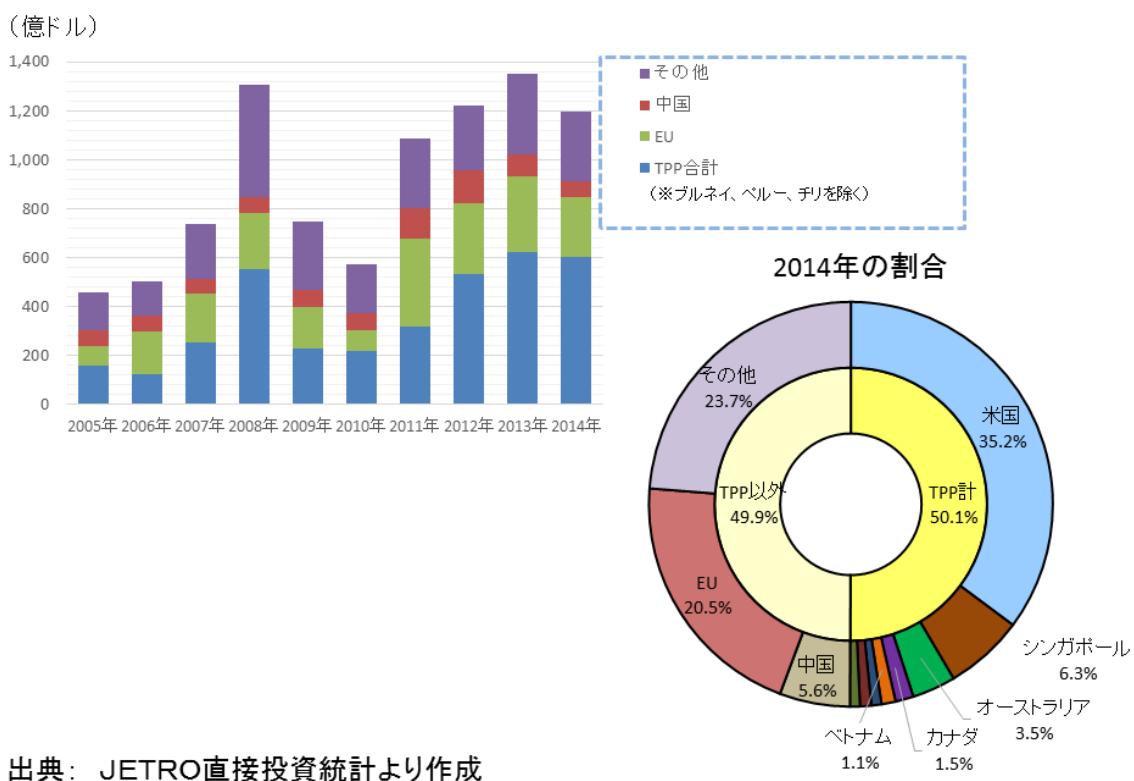
紛争解決の枠組み



我が国の国別対内直接投資額推移(フロー)



我が国の国別対外直接投資額推移(フロー)



第10章 国境を越えるサービスの貿易

国境を越える取引、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等について規定している。

原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）を採用している。これは、WTOのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）が採用している上述の義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）と比較して規制の現状が一目でわかるため透明性・法的安定性・予見可能性が高い。

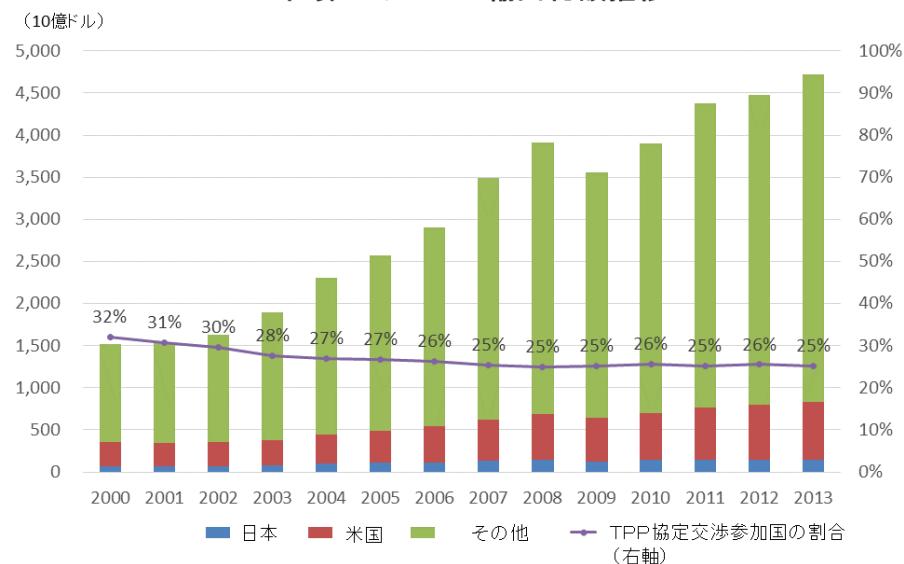
※ 我が国が TPP 加盟国と締結している既存 EPA でネガティブ・リスト方式を採用しているのはメキシコ、チリ、ペルー及び豪州のみ。

また、内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、協定発効後に、規制の緩和や撤廃を行った場合は、変更時点でとられている措置よりも後退しない、すなわち自由化の程度をより悪化させないことを約束するラセット条項が置かれている。この条項は、投資・サービス分野において海外で日本企業が長期的に活動するに際し、規制の予見可能性が高まることを通じて、想定外の規制強化によって損害を被ることを防ぐ効果がある。他方、政策上、将来にわたって規制を導入し、又は強化する必要があり得る分野については、留保することが認められている（「包括的な留保」=いわゆる「将来留保」）。包括的な留保をした分野にはラセット条項は適用されない。

さらに、米国、カナダ、オーストラリア等の連邦制国家では州政府が多くの規制を行っているところ、地方政府による協定違反の規制に対して国家間で対応策を協議するメカニズムを新たに導入した。

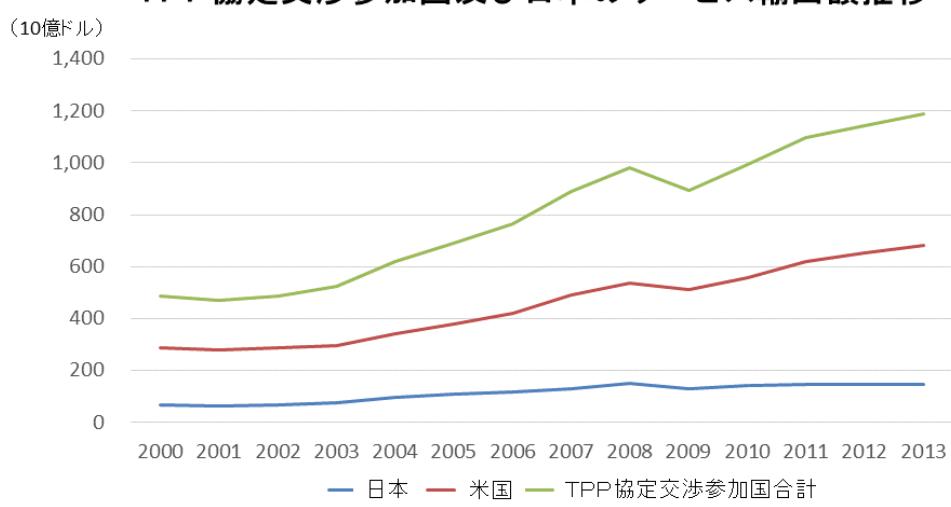
日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について包括的な留保を行っている。

世界のサービス輸出総額推移

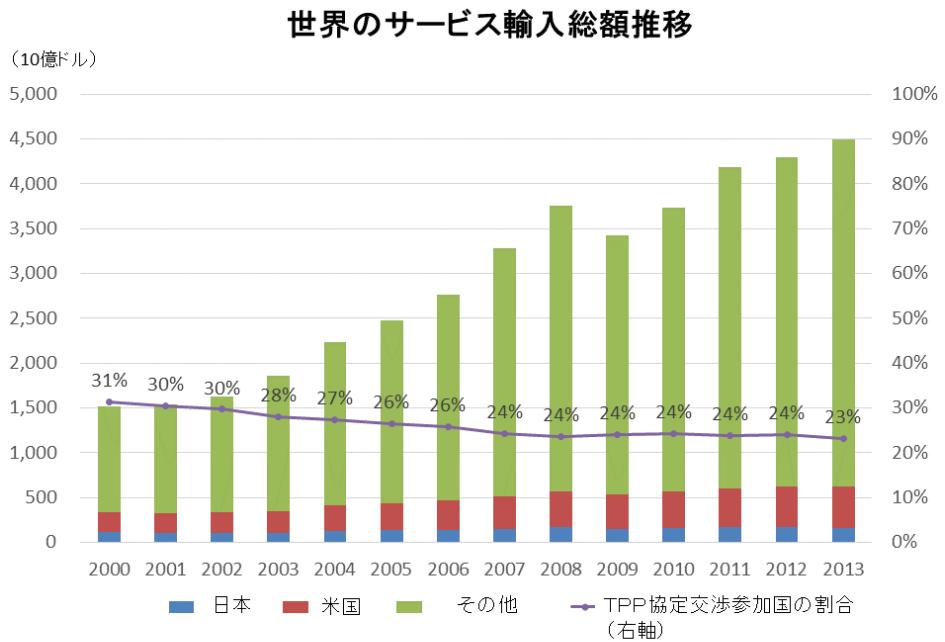


出典：UNCTAD statより作成

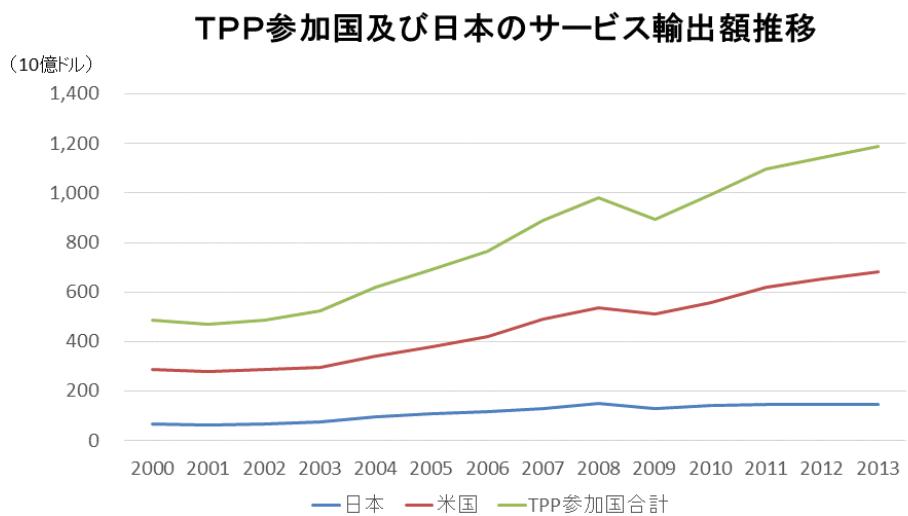
TPP協定交渉参加国及び日本のサービス輸出額推移



出典：UNCTAD statより作成



出典: UNCTAD statより作成



出典: UNCTAD statより作成

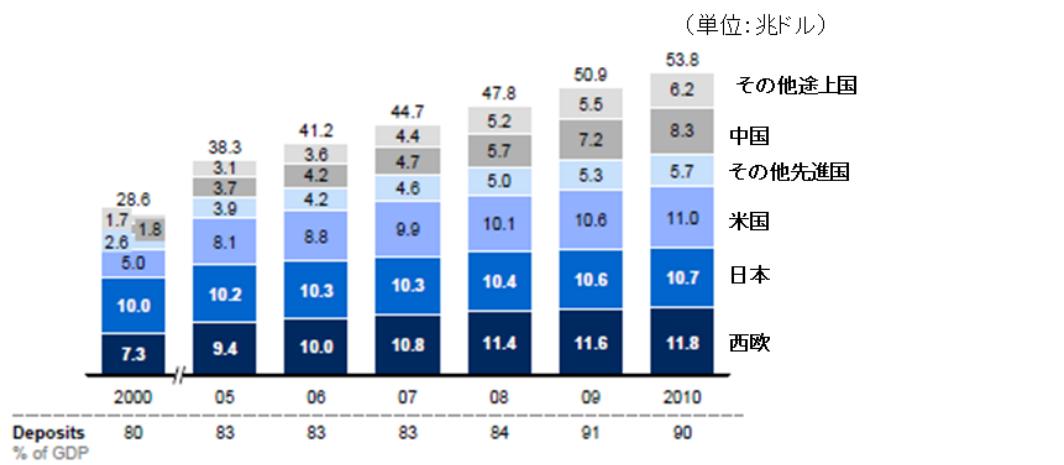
第11章. 金融サービス

越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

また、連邦制国家の州政府による規制措置について、①情報提供の要請や、②当該措置により金融サービス提供上の重大な障害が生じている場合における国家間の協議の要請に係るメカニズムが設けられている。

なお、金融サービス章の規定は、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）、締約国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスには適用されないこととなっている。

世界の銀行預金額の推移

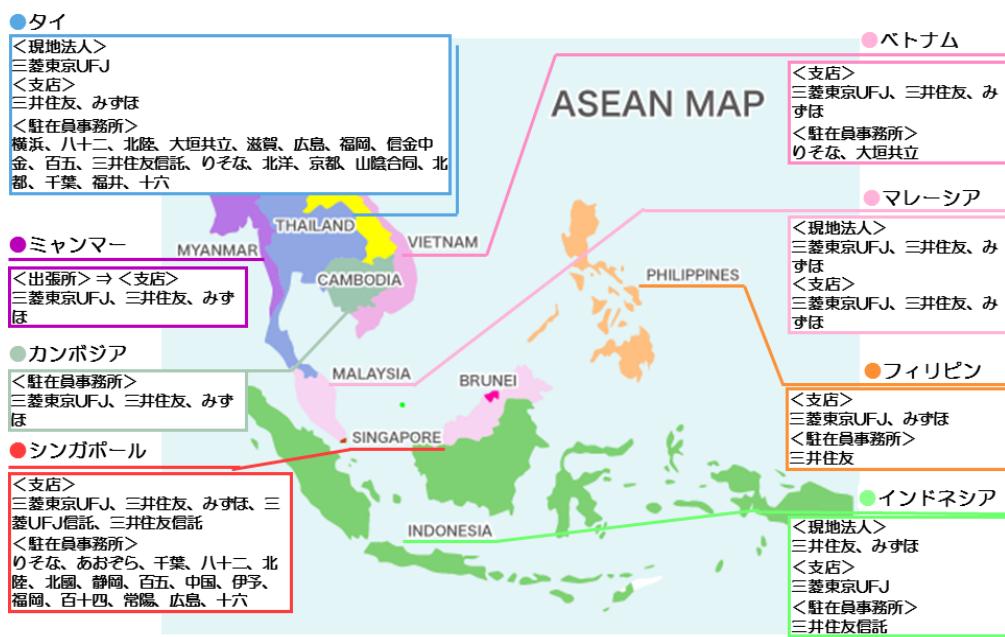


(データ) National central banks; McKinsey Global Banking pools; McKinsey Global Institute analysis

(注) 流通貨幣、金融商品市場、銀行以外の金融機関行う預金は除く。

出典: Mckinsey&Comnpy Mapping global capital market 2011

ASEAN諸国における邦銀の進出状況(2015年3月末時点)



出典：金融庁資料

第12章. ビジネス関係者の一時的な入国

締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等につき規定している。

日本は、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士、公認会計士等を含む。）、「独立の自由職業家」、「契約に基づくサービス提供者」及び「（「短期の商用訪問者」を除く）それらの者に同行する配偶者及び子」に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束しているが、いわゆる「単純労働者」の受け入れを義務付けるような規定はない。

なお、出入国管理に関する文書の申請手続における透明性の確保、一時的な入国の要件の変更や申請の処理にかかる標準的な期間の公表等の情報提供にかかる約束、査証の処理や国境の安全に係る協力活動の検討に関する約束などが、WTO協定（GATS）にはない新しい要素として規定されている。

第13章. 電気通信

公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置等のサービス貿易一般協定（GATS）電気通信附属書と同種の規律の他、競争条件の確保のためのセーフガード、主要なサービス提供者との相互接続等のGATS第四議定書と同種の規律、国際移動端末ローミング、再販売等の電気通信分野に係る貿易促進のための規律等を規定。

GATSや我が国が締結済みのEPAを越える様々な新しい規律が設けられたことにより、我が国電気通信事業者の海外展開の促進や消費者の利便向上等が図られることが期待される。

例えば、国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性のある、かつ合理的な料金を促進することについて協力するよう努めること等を TPP協定で規定したことによって、ローミング料金の低廉化に貢献し得るものと考えられる。

国内事業者の国際データローミングの料金例

	オーストラリア	マレーシア	シンガポール
事業者名	日額	日額	日額
A社	1,280円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)
B社	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)
C社	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)

※ 日本の事業者と契約しているユーザーが海外で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

海外事業者の我が国でのデータローミングの料金例

オーストラリアの事業者 (1豪ドル=90円で換算)		マレーシアの事業者 (100円=3.13MYRで換算)		シンガポールの事業者 (100円=1.23シンガポール\$で換算)	
事業者名	日額	事業者名	日額	事業者名	日額
Telstra	900円 (最大50MB)	CELCOM	1,214円	SingTel	1,626円
Optus	900円 (最大50MB)	MAXIS	1,214円	StarHub	1,463円
Vodafone	450円	DiGi	1,789円	M1	1,220円

※ 海外の事業者と契約しているユーザーが我が国で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

第14章. 電子商取引

TPP協定の電子商取引章は、WTO協定には規定はなく、また我が国が締結済みのEPAの電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。具体的には以下の内容が規定されている。

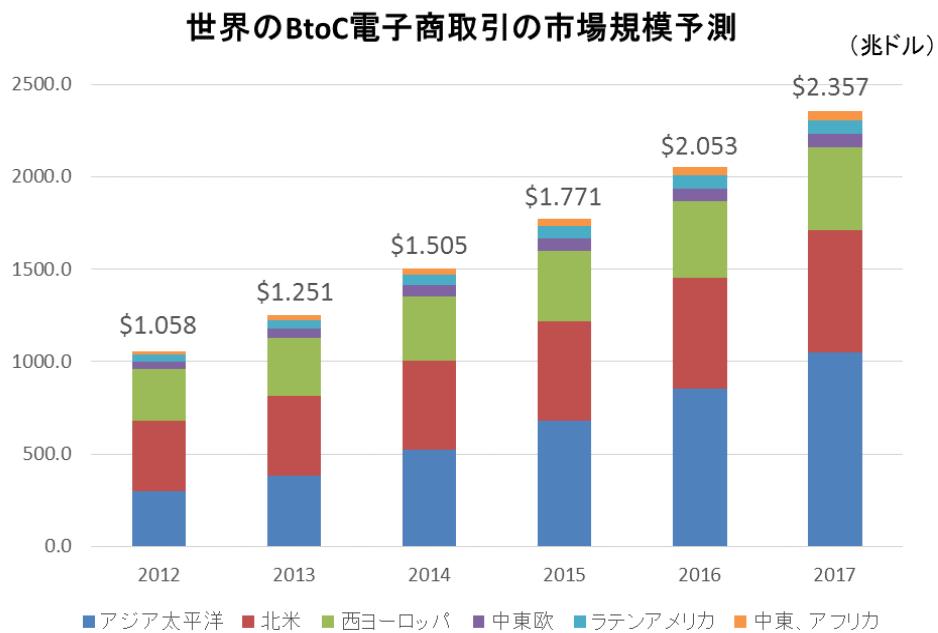
- (1) 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
- (2) 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム等、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、電子的に送信ができるもの）に対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

- (3) 企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める。（注）
 - (4) 企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない。（注）
 - (5) 他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない。
- （注：（3）及び（4）の義務に関しては、「締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが確認されている。）

同時に、電子商取引利用者及びオンライン消費者の保護に関する規律が定められるなど、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備も図られている。

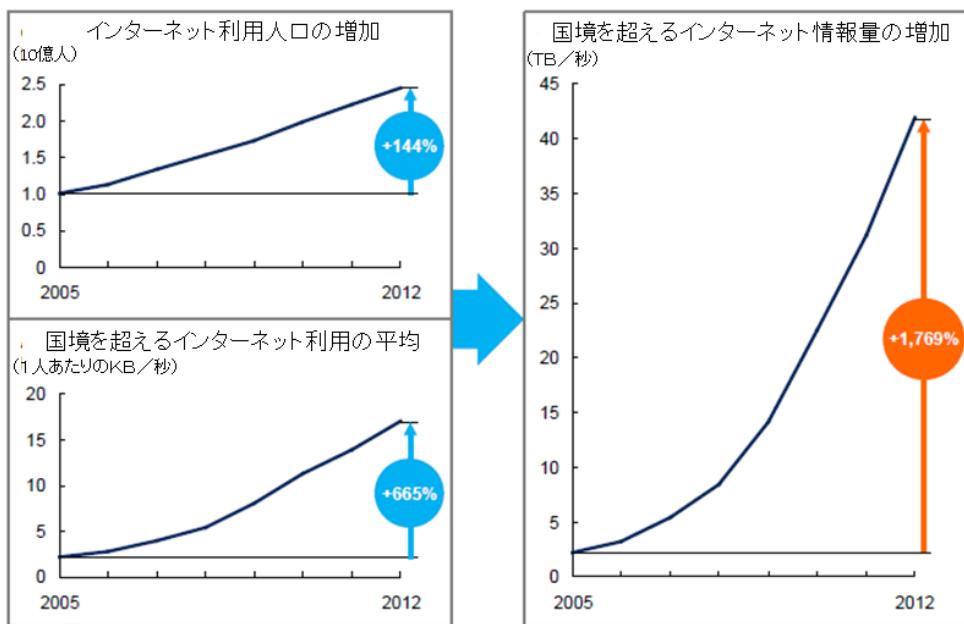
電子商取引市場は急成長しており、今後も拡大が見込まれる。多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できる電子商取引は、中小企業が国際展開を図るに当たっても有効な手段である。

TPP協定において、電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールを構築したことによって、今後、域内において電子商取引が安定的かつ信頼感をもって行われる環境が整備されることが期待される。



出典：米国調査会社eMarketerレポートより作成

インターネット利用者の増加及び国境を超えるインターネット情報量



出典: Mckinsey&Company Global flows in a digital age:
How trade, finance, people, and data connect the world economy

第15章. 政府調達

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定している。

具体的には、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲のさらなる拡大（地方政府を含む）に関する交渉等について規定している。

マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定（GPA）を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていな。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。これにより、これらの国々の政府調達市場へのアクセスが改善する。

（参考）

OECDの調査（PROCUREMENT AS % OF TOTAL SPENDING (2011)）によれば、GDPに占める政府調達の規模のOECD加盟国平均は13%となっている。

第16章 競争政策

競争法令の制定又は維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定している。

なお、WTO協定には競争政策に関する規定は定められておらず、また、日本が締結済みのEPAにおいても競争法令の執行における手続の公正な実施等について定めた規定はない。

第17章 国有企業及び指定独占企業

締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定している。

各締約国は、特定の規律を自国の特定の国有企業等の特定の活動については適用しないとして、国別附属書で留保している。日本は、地方政府の所有・支配する国有企業・指定独占企業を留保している。

国有企業等に特化した規律は、WTO協定及び日本が締結済みの既存のEPAには盛り込まれていない。これらの規律により、外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤が確保されることとなる。

(参考)

マレーシア

- ・国有企業は、2012年において国内の雇用の5%を占める規模
- ・加えて、国有企業のうち、公的事業を行う企業が33社。これらがGDPの35%(9.6兆円)を独占。さらにそのうちの2/3を三大国有企業の（Petronas（資源開発）、Tenaga Nasional（電力）、Telekom Malaysia（通信））が独占。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2014 MALAYSIA

ベトナム

- ・国有企業は、2011年において国内企業数の1%、雇用の14.3%を占める規模。
- ・加えて、国有企業だけで、GDPの33%を占める。
- ・ベトナム政府は、2015年までに、2011年に1309あった100%政府が出資している国有企業について、692の企業を維持、573の企業については大部分の資本を保持するとともに、13の企業を解散し、31の企業を有限責任会社にすると公約。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2013 VIET NAM

ブルネイ

- ・国有企業について、具体的な規模については不明だが、公的部門のほとんどを国有企業が独占。石油・ガス・製造・銀行・通信・航空輸送を含む様々なセクターにおいて、国有企业がほぼ独占。例えば、Royal Brunei Airlines（航空輸送）、Baiduri Bank（銀行）、Bank

Islam Brunei Darussalam(銀行)、Brunei Gas Carries(ガス)、Petroleum BRUNEI(石油)、Telbru(電気通信)。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2015 BRUNEI DARUSSALAM

第18章. 知的財産

TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。知的財産章は、これらの知的財産につき、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)を上回る水準の保護と、知的財産権の行使（民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等）について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

知的財産章の主な規定は、以下のようなものである。

○ 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入

- ① 特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度）
- ② 新薬のデータ保護期間に係るルールの構築。
- ③ 特許リンク制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み）

○ 商標

- ・ 商標権の取得の円滑化：国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書（マレーシア、カナダ、ペルー等が未締結）又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約（マレーシア、カナダ、ペルー、メキシコ等が未締結）の締結を義務付け。
- ・ 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

○ 特許

- ・ 特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入の義務付け。
- ・ 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付け。

○ オンラインの著作権侵害の防止

インターネット上の著作権侵害コンテンツの対策のため、権利者からの通報を受けて、プロバイダー事業者が対応することで賠償免責を得る制度を導入。プロバイダー事業者に著作権侵害防止のためのインセンティブを与える制度を担保。

○ 知的財産権保護の権利行使

WTO・TRIPS協定やACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）と同等又はそれを上回る規範の導入。

- (例) · 不正商標商品又は著作権侵害物品の疑義のある、輸入されようとしている物品、輸出されようとしている物品、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権で差止め等の国境措置を行う権限を付与（ただし、通過物品については、荷宛国への侵害疑義物品情報提供をもって代替することが認められる）
- 営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画盗撮に対する刑事罰義務化
 - 衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置を導入。

○ 著作権

著作権に関しては次のルール等が規定されている。

- 著作物（映画を含む）、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする。
 - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも70年
 - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年
- 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- 著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

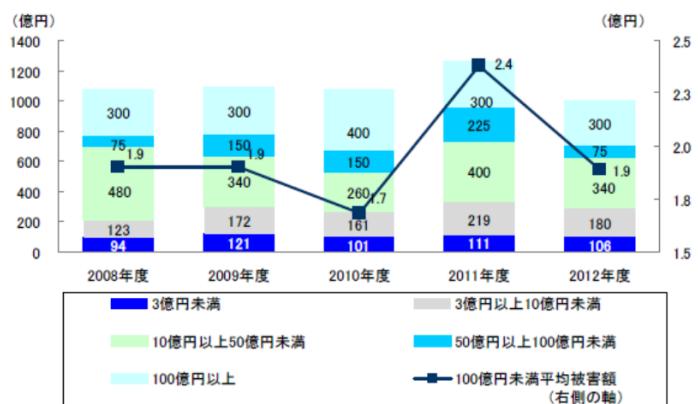
○ 地理的表示(GI)

地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課すことなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等が規定されている。

(参考)

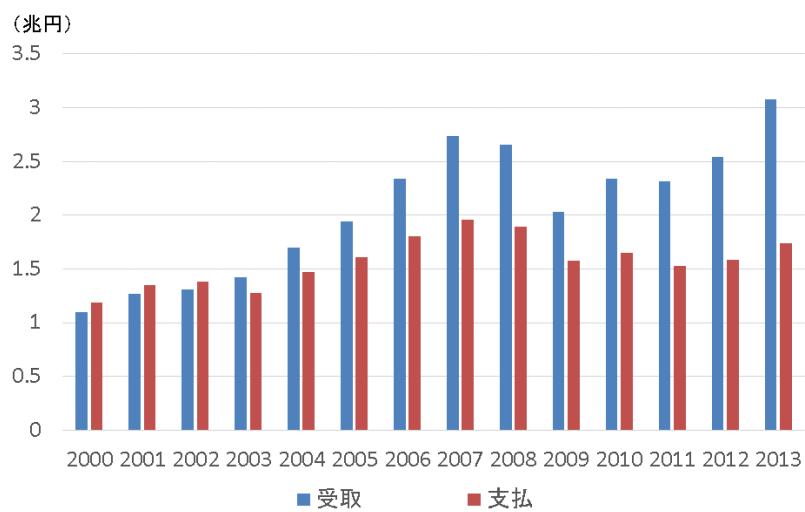
2007 年度～2011 年度において日本で特許出願等を行った国内の企業・団体のうち合計出願件数の多い企業・団体上位 8081 社に以下のアンケートを実施(そのうち回答のあった 4,323 社についてアンケート結果)。

模倣被害総額及び1社当たり平均被害額の推移



出典：特許庁 2013年度模倣被害調査報告書

知的財産権等使用料(受取・支払)の推移



出典：日本銀行 国際収支・貿易関連統計より作成

第 19 章. 労働

国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等（以下「労働法令」という。）を執行すること、国際労働機関の 1998 年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置（ILO宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）

を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について定める。

日本は、ＴＰＰ協定の労働章において、各締約国が保障すべきこととされている労働者の権利に関する国内法令を既に有していることから、追加的な法的措置が必要となるものはないが、これらの規定により各締約国で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保につながり、ひいては、我が国企業の相対的な競争力強化につながることが期待される。

(参考) WＴＯには労働に関する協定はなく、また、我が国が締結済みのＥＰＡにおいても、労働に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

第20章. 環境

相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国的能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定。

日本は既に高いレベルで環境保護施策を講じており、ＴＰＰ協定において他の締約国も高水準の規律に服することが明確化されたことで、対等な競争条件が整い、健全な競争が確保される。

(参考) WＴＯには環境に関する協定はなく、また、我が国が締結済みのＥＰＡにおいても、環境に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②ＩＵＵ漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※ I U U漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（illegal, unreported, and unregulated fishing）

第21章. 協力及び能力開発

ＴＰＰ協定の実施及びＴＰＰ協定の利益の増大を支援するための協力及び能力開発の活動であって経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、強化する旨を規定するほか、協力及び能力開発を行う分野、小委員会の設置、締約国間の開発の水準の相違を認めた資源の提供等について規定している。なお、協力及び能力開発章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第22章 競争力及びビジネスの円滑化

締約国は、競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会を設置し、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するための取組を行うこと、サプライチェーンの発展及び強化を促進するため本協定を実施する方法を探求すること、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援する活動を行うこと等を規定している。なお、競争力及びビジネスの円滑化章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第23章 開発

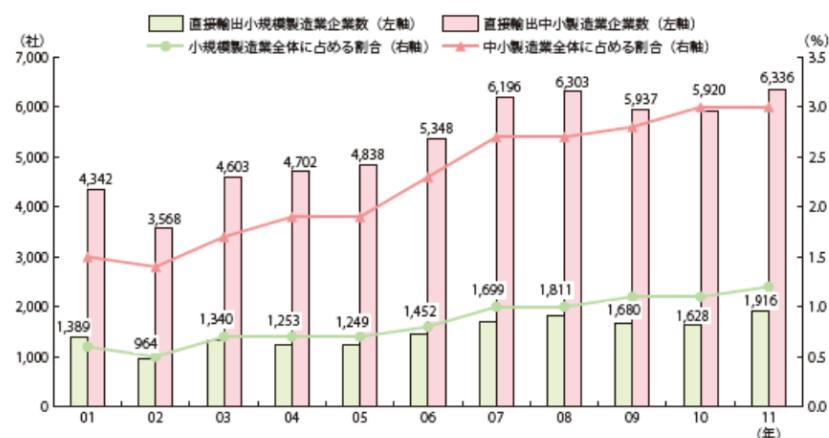
締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上及び新たな雇用機会の創出を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認する他、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について規定している。なお、開発章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第24章 中小企業

各締約国は TPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること、小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を規定している。

関税撤廃、自己証明制度の導入、電子商取引をはじめとする TPP協定上の諸ルールは中小・中堅企業にとってもメリットが大きいが、それに加えて、これらの規定が導入されることにより、中小・中堅企業が TPP協定の便益を享受でき、 TPP域内の経済活動に積極的に参加していくことができるようになる。

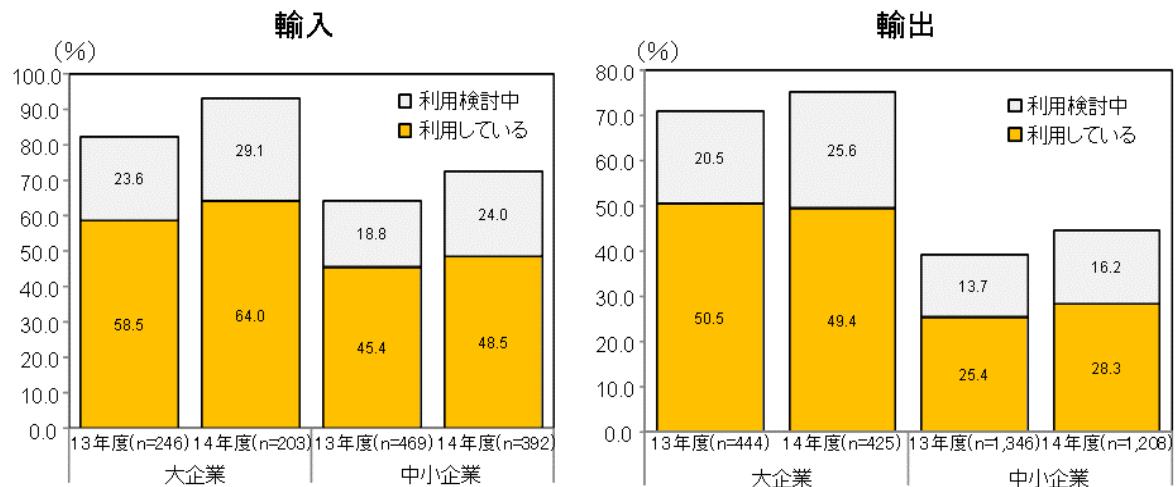
直接輸出企業の数と割合の推移(中小・小規模製造業)



資料：経済産業省「工業統計表」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
(注) 1. 従業者数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。
2. 「平成24年経済センサス・活動調査(再編加工)」によると、従業者数4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約20万社、小規模事業者は約15万社である。

出典：2014年 中小企業白書

企業規模別EPA利用率



出典： 2014年度ジェトロ海外ビジネス調査アンケート結果

第25章. 規制の整合性

各締約国内で、自国が有する各種の規制措置の間での整合性確保に向けて努めるべき旨を規定する他、規制の影響評価、締約国間の協力等について規定している。なお、規制の整合性章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第26章. 透明性及び腐敗行為の防止

透明性について、締約国は、TPP協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のための司法裁判所等を設置し、又は維持すること等を規定している。

腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定している。

第27章. 運用及び制度に関する規定

TPP協定の実施、運用等に関する事項の検討等を行うTPP委員会の設置及びその任務、TPP委員会及びその補助機関における意思決定の方式、締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定、本協定に基づく義務について特別な経過期間を有する締約国による義務の実施に関する報告等について規定している。

(注) 協定の実施、運用等に関する事項を検討するための委員会は、他の自由貿易協定においても設置されることが多い。

第28章. 紛争解決

本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の手続について規定している。

具体的には、協議規定を設けるとともに、協議による解決が得られない場合には、締約国の要請に基づき紛争ごとに設置されるＴＰＰ協定上のパネルにより、最終的な解決を得るための手続を規定している。

第29章. 例外

締約国に対するＴＰＰ協定の適用の例外が認められる場合について規定している。

第30章. 最終規定

ＴＰＰ協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について規定している。

発効については、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 60 日で発効する旨規定されている。ただし、署名後 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の 2013 年の G D P の合計の少なくとも 85 パーセントを占める、少なくとも 6 か国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが、発効の要件として定められている（署名後 2 年以内に上記（85 パーセント、6 か国）の要件が満たされる場合には署名後 2 年の期間の満了後 60 日で、署名後 2 年以内に同要件が満たされない場合には同要件が満たされた日の後 60 日で、それぞれ発効する。）。